

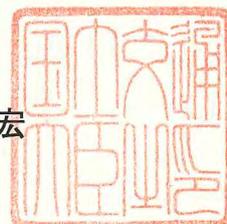


資料2-6-1

国官参物第182号
国自貨第135号
平成26年2月28日

消費者委員会委員長 河上 正二 殿

国土交通大臣 太田 昭宏



「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対する
国土交通省の実施状況について

平成25年8月6日付け貴委員会の「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題につ
いての建議」に対し、国土交通省の実施状況を別紙のとおり報告する。



平成26年2月28日
国土交通省

「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対する国土交通省の実施状況について

2. 詐欺的投資勧誘に用いられる犯行ツールに関する取組の強化

(建議事項2)

警察庁、金融庁、総務省、法務省、経済産業省及び国土交通省は、犯行ツール対策を通じた詐欺的投資勧誘の抑止を図るため、以下の措置を講ずること。

(1)・(2) (略)

(3) 総務省及び国土交通省は、詐欺的投資勧誘に係る事案において、郵便や宅配便等による送金の防止を図るため、それらの運送事業者に対し引き続き分かりやすい注意喚起を積極的に行うよう、協力を要請すること。

(4) (略)

○ (3) について

【国土交通省の実施事項】

建議を踏まえ、「消費者委員会による「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」について(要請)」(平成25年8月21日付け国官参物第84号、国自貨第48号。別添)により、宅配便やメール便を取り扱っている運送事業者に対して、係る被害を防止する観点から、引き続き分かりやすい注意喚起をすること等適切な対策が講じられるよう、要請したところである。

【その他(運送事業者による実施状況)】

国土交通省からの要請を受けた宅配便やメール便を取り扱っている運送事業者5社から各社の取組を報告されたところ。その概要は以下のとおりである。

1. 営業所や取次店等における声掛け等の実施状況や従業員等への周知活動等について

(1) 営業所や取次店等における声掛け等の実施状況

① 営業所等の窓口において、荷受の際に、必要に応じて、声掛けを行っている。

②個人宅（特に高齢者）からの集荷の際や荷物の内容の確認を行う際に、必要に応じて、声掛けを実施している。

(2) 従業員等への周知活動等

①従業員向けに配付している社内報により、防犯に関する啓発とともに『声掛けで宅配詐欺を防止しよう！』を呼びかけ、声掛けを徹底している。

②要請文書及び被害実態記事等を全店所に周知している。

2. ポスターやパンフレット等の掲示・配置等による利用者等への周知活動等について

①警察から要請に基づき、警察が作成したパンフレットを地域単位で配布、あるいは店内に掲示等している。

②自社ホームページにおいて、注意喚起を実施中。

③利用者に注意を呼び掛けるポスターを郵便局の窓口に掲示することとしている。

3. 警察や地方自治体、消費生活センター等の関係機関との連携について

①警察と「特殊詐欺被害防止に関する覚書」を締結し、全社的に取り組んでいる。

②警察と連携して『詐取金送付先リスト』を活用し、犯罪被害の未然防止に全社的に取り組んでいる。

③警察が指定する被害関係住所宛てに届く荷物がある場合には、配達前に個別に荷送人に連絡して詐欺の可能性について注意喚起を行っている。それにもかかわらず配達するよう指示された場合や連絡が取れなかった場合には、警察に情報提供し、必要に応じて配達時刻等の調整を行っている。

④警察からの捜査関係での照会等があった場合、協力している。

4. その他被害防止の観点から講じられた対策の内容について

①関係の宅配便事業者において情報交換会を定期的を開催し、犯罪に関わる事例等の情報共有を行っている。

②専用封筒の利用を指定した送金依頼による被害が目立ったことから、これらの目に付きやすい箇所に「現金を送ることができない」旨の表示を行っている。

5. 被害の発生を未然に防止できた事例について

各運送事業者からは、上記の対策を講じたことにより、被害の発生を未然に防止できた事例も、以下のとおり報告されている。

①警察が特殊詐欺にて捜索をした私設私書箱で、その後同私書箱に届いた荷物については出荷人に連絡し、内容物の再確認を行い、被害の

発生を防止できた。

- ②出荷人または警察から被害金在中荷物の配達中止依頼があり、その際同時期の同一所在地（私設私書箱）宛の荷物については、配達前に出荷人に内容物の再確認を行い、被害の発生を防止できた。
- ③警察庁のホームページに掲載されている『その宛先は大丈夫ですか？』被害関係住所一覧表を活用し、警視庁との連携のもと、被害の発生を防止できた。
- ④取扱窓口で、大金をおろそうとした利用者に声掛けを行ったことにより、送付の直前に被害の発生を防止できた。
- ⑤配達先で荷物の受け取りが拒否され「送りつけ詐欺」と思われる事象が判明したことから、この荷物を送りつけた集荷先との取引を中止した。

(別 添)

国官参物第84号
国自貨第48号
平成25年8月21日

別紙宅配便等運送事業者 殿

国土交通省大臣官房参事官 (物流産業)
岩 城 宏 幸

国土交通省自動車局貨物課長
加 賀 至

消費者委員会による「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建
議」について (要請)

今般、消費者委員会から国土交通大臣に対して、「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」(平成25年8月6日付け府消委第220号。別添)により、「いわゆる詐欺的投資勧誘に係る事案において、郵便や宅配便等による送金の防止を図るため、それらの運送事業者に対し引き続き分かりやすい注意喚起を積極的に行うよう、協力を要請する」よう、建議がなされました。

貴社におかれましては、こうした経緯を踏まえ、係る被害を防止する観点から、引き続き適切な対策が講じられますよう、要請します。

これは、こうした被害を水際で阻止するために、郵便、宅配便及びメール便を取り扱う運送事業者において、営業所やコンビニエンスストア等の取扱窓口などにおいて、宅配便等の手段を用いた現金の送付ができないことなどについて、声掛けや、分かりやすいポスターの掲示、封筒への記入等を通じて、引き続き利用者に対して注意喚起することを求めるものであります。

なお、本建議への対応について、平成26年2月までに消費者委員会に対してその実施状況を報告するため、今後、貴社における実施状況についてご報告いただくこととなりますので、その旨ご承知おき願います。

(別紙)

「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に基づく
国土交通大臣からの要請先

ヤマト運輸株式会社 代表取締役社長 山内 雅 喜

佐川急便株式会社 代表取締役社長 荒木 秀 夫

日本郵便株式会社 代表取締役社長 高橋 亨

西濃運輸株式会社 代表取締役社長 大塚 委 利

福山通運株式会社 代表取締役社長執行役員 小丸 成 洋